

令和7年度冬試験

柏市職員採用試験

柏市育児休業代替任期付職員登録試験

受験案内【保育士】

受付期間 【インターネット申込】	12月22日（月）9時から 1月13日（火）13時まで ◆上記の期間以外は受付できません
---------------------	--

1 試験区分・採用予定人数・主な職務内容

募集職種（試験区分）	採用予定数	主な職務内容
保育士 (中級／保育園等配属)	5人程度	市立の保育園及びこども発達センター、児童相談所等における児童の保育等の業務 【採用後、最初の配属先は市立保育園又はこども発達センター。なお、その後の人事異動により児童相談所等に配属される場合があります。】
保育士 (中級／任期付)		

※ 上記の募集職種（試験区分）は併願が可能です。

2 受験資格

試験区分	年齢要件	その他要件
保育士 (中級／保育園等配属)	昭和56年4月2日以後に生まれた人 (令和8年4月1日現在で45歳未満)	児童福祉法に規定する保育士登録簿に現に登録されている人又は令和8年3月までに登録される見込みのある人
保育士 (中級／任期付)	—	

《次に該当する方は、受験できません》

地方公務員法第16条に規定する次の欠格事項に該当する人

- (1) 禁錮（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）施行以降は「拘禁刑」）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- (2) 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の職にあって、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

なお、保育士（中級）は「日本国籍を有しない人」でも受験が認められますが、下のとおり留意事項がございます。

(1) 受験が認められる「日本国籍を有しない人」について

 いずれかにあてはまる人

 ア 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」による永住者

 イ 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」による特別永住者

(2) 配属について

公務員の基本原則（「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」）に基づき、外国籍の職員は次のような業務や職に就くことができません。

ア 公権力の行使にあたる業務

- ・ 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・ 市民に対して強制力をもって執行する内容を含む業務
- ・ その他公権力の行使に該当する業務

イ 公の意思の形成に参画する職

柏市の行政の企画、立案、決定等に関与する職であって、原則として、ラインの課長以上の職及び本市の基本政策の決定に携わる係長以上の職が該当します。上記に該当しないスタッフ職内において昇任が可能です。

3 試験内容・日程・会場

保育士（中級／保育園配属）

	1次試験	2次試験
試験内容	S P I 3 - H	① 個人面接試験 ② 実技試験
試験日程	1月25日（日） までに各自で受験	2月7日（土）
試験会場	全国のテストセンター 又は自宅等	柏市役所

保育士（中級／任期付）

	1次試験
試験内容	① 個人面接試験 ② 実技試験
試験日程	2月7日（土）
試験会場	柏市役所

《参考／試験出題内容》

試験	出題内容
S P I 3 - H	株式会社リクルートマネジメントソリューションズが提供する、「S P I 3」による総合適性検査（知的能力（高校卒業程度）と性格特徴を測定）

4 受験申込手続きについて

(1) 用意するもの

ア パソコン又はスマートフォン

インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンが必要となります。

申込区分によっては、申込時に資料を添付する必要があるため、自宅に印刷環境等がない方やスマートフォンで申請する場合は、学校やコンビニエンスストア等、資料をスキャンできる環境を事前に確認してください。

イ 顔写真（縦横比4：3程度）のデータ

申込み前6か月以内に撮影した脱帽・上半身・正面向きで本人と確認できるデータファイルをご用意ください。ファイルの拡張子はpng, jpeg, bmp, gifが添付可能です。

(2) 申込方法

柏市採用特設ページから、下記のとおり電子申込みをしてください。

（障害等によりインターネットによる申込みが困難な人は、人事課までお問い合わせください。）

ア 令和7年度柏市職員採用試験案内から、冬試験の受験案内ページにアクセスする。

イ 同ページから申込ページに遷移。該当の試験区分から申込する。

※ 試験区分によりフォームが分かれています。申込み前に確認をしてください。

5 受験申込にあたっての注意事項

（1）身体に障害があること等の理由により職員採用試験の受験に当たり配慮を必要とする方は、必ず受験申込みをする前に柏市総務部人事課までご連絡ください。

（2）「高」や「崎」などの環境依存文字については正しく認識されない場合があります。その際、通用字体に変換させていただくことがあります。

（3）採用試験に関することや合否通知等で直接連絡をしますので、確実に連絡のとれるメールアドレスの登録をお願いします。また「@snar.jp」、「saiyou@city.kashiwa.chiba.jp」を受信できるように設定してください。なお、受信したメールが「迷惑メール」フォルダに振り分けられてしまうことがある場合は、隨時「迷惑メール」フォルダの確認もお願いいたします。

（4）特別な事情（災害等）がある場合を除き、再試験実施の予定はございません。

（5）受験資格を有していないこと、または受験申込みの内容に虚偽又は不正があったことが明らかになった場合は、採用（合格）を取り消すことがあります。

電子申請で申込みを完了しても、必要添付書類が未提出の場合や不足がある場合は、受験申込みが完了したことにはなりませんのでご注意ください。

※ 利用登録をした際のID及びパスワードは必ず控えてください

※ 一度登録したデータの修正が必要となった場合は、柏市総務部人事課までご連絡ください

※ メンテナンス等によるシステム停止や通信・機器障害等によるトラブルについては、柏市は一切責任を負いかねます。余裕を持ったお申込みをお願いします。

6 採用予定期等

(1) 共通事項

- ア この採用試験の最終合否は、令和8年2月下旬までにお知らせする予定です。
イ 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されます。
ウ 保育士の採用にあたっては、児童福祉法第18条の20の4に基づき、保育士特定登録取消者管理システムへ照会を行います。特定登録取消者であることが判明した場合、採用されないことがあります。

(2) 保育士（中級／保育園等配属）

- ア 採用は、採用候補者名簿に登載された者を対象として、入庁の意思を確認した上で行います。採用予定日は、令和8年4月1日です。
イ 例年、採用候補者名簿に登載された方は全員採用されています（補欠合格・辞退者除く）。

(3) 保育士（中級／任期付）

令和8年4月1日以後、「育児休業代替任期付職員登録者名簿」への登録順に「育児休業代替任期付職員」として採用する予定です。任期はおおむね1年以上3年以内で、育児休業をする職員の育児休業の期間に応じ、採用時に決定されます。詳細は、5ページを参照してください。なお、職員の育児休業の請求状況によっては、「育児休業代替任期付職員登録者名簿」に登録されても、「育児休業代替任期付職員」に採用されない場合があります。

7 勤務条件について（参考：令和7年4月1日現在）

(1) 初任給（地域手当を含む）

試験区分	初任給の額
保育士（中級）※短大卒	225,342円
保育士（中級）※4年制大学卒	238,610円

※ 保育士（中級／保育園等配属）は、初任給調整手当として9,000円が月額給与に上乗せして支給されます。（ただし、初任給調整手当の支給期間は入庁後9年とし、4年目以降1年ごとに減額されます。）

※ 上位の学歴又は職務経験（当該免許取得後に、登録後の当該資格を使った職務経験に係るものに限る。）を有する方については初任給の額が加算される場合があります。職務経験加算については、以下の例を参考にしてください。

【参考例】

試験区分	職務経験年数	初任給の額
保育士（中級）※短大卒	職務経験 5年	249,310円
	職務経験 10年	264,718円

※ 上記例は短期大学卒業後、民間企業で正社員（フルタイム）として勤務していた場合です。職務内容、雇用形態等により変わる場合があります。

(2) 初任給以外の給与

扶養手当、通勤手当、住居手当等（児童相談所勤務の場合は、特殊勤務手当あり）が支給されます。また、6月及び12月には、期末手当及び勤勉手当（標準：年間4.6月分）が支給されます。

(3) 勤務時間

1週間当たり38時間45分で、1週間当たりの勤務日数は5日（月曜日から金曜日まで）です。また、1日当たりの勤務時間は7時間45分で、1日の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までです。なお、職場によっては勤務日及び勤務時間が異なることがあります。

保育園に配属された保育士については、多様な保育の実現・安定的運営のため、シフト制による勤務体制（6時50分～19時15分のうち、7時間45分）（3週間に1度、土曜日勤務）となります。

(4) 休暇、休日等

ア 休日 原則、日曜日及び土曜日のほか、国民の祝日及び年末年始が休日です。

イ 年次有給休暇 1の年度について20日付与されます。

ウ 特別休暇 結婚休暇、子供休暇、忌引、ボランティア休暇等があります。

エ その他 育児休業、部分休業、育児・介護のための遅出勤務制度等があります。（育児休業代替任期付職員は、育児休業を請求することはできません。）

(5) 福利厚生制度

地方公務員等共済組合法に基づき共済組合に加入し、短期給付（医療保険）及び長期給付（年金）を受けるほか、各種福祉・保健事業を利用することができます。

※ 上記の内容は、制度改正により変更となることがあります。

8 育児休業代替任期付職員とは

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、任期の定めのない常勤職員から育児休業の請求があった場合、その請求期間を限度にあらかじめ任期を定めて、育児休業をする職員の代替として採用する職員です。勤務条件（給与・勤務時間・休暇等）については、基本的に任期の定めのない常勤職員と同様になります。

◇育児休業代替任期付職員の採用までの流れ◇

受験申込 → 試験合格 → 名簿登録（3年間）→ 育児休業の請求状況に応じて連絡 → 採用（任期：通算で3年以内）

■登録試験に合格された方は、得点順に「育児休業代替任期付職員登録者名簿」に3年間登録されます。

■「育児休業代替任期付職員登録者名簿」への登録後、育児休業を請求する職員があった場合、名簿の上位者から順番に育児休業代替任期付職員として採用されます。

■任期は3年以内で、育児休業をする職員の育児休業の期間に応じ、採用時に決定されます。なお、職員の育児休業期間の延長があった場合には、通算して3年を超えない範囲内で任期が更新される場合があります。また、育児休業代替任期付職員登録者名簿の登録期間内であれば、一度採用された場合でも、通算して3年を超えない範囲内で、再度採用されることがあります。

9 問い合わせ先

柏市総務部人事課採用担当

電話：04-7167-1113（直通）

所在地：〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

ホームページアドレス：<http://www.city.kashiwa.lg.jp>（トップページ）

（トップページ→「市政情報」→「職員」→「職員採用情報」）

柏市人事課採用担当

Twitter (X) アカウント



柏市人事課採用担当

Instagram アカウント

